

令和2年第1回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年5月14日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年5月14日 午前9時宣告

開 議 令和2年5月14日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和2年5月14日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第5 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第7 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第8 | 議案第42号 | 令和2年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第43号 | 佐川町長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について |

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和2年第1回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

日程に先がけまして、4月に町職員の人事異動がっております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

議会事務局長（片岡雄司君）

議会事務局長の片岡です。どうぞよろしくお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

吉野です。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

チーム佐川推進課の田村です。よろしくお願いします。

税務課長（田村秀明君）

税務課長の田村です。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

健康福祉課長の岡崎です。よろしくお願いします。

産業振興課長（森田修弘君）

産業振興課長の森田です。よろしくお願いします。

建設課長（池内伸雄君）

建設課長の池内です。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

以上の方々です。よろしくお願いしますをいたします。

ここで休憩します。

休憩 午前9時1分

再開 午前10時20分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりとします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番宮崎知恵子君、3番西森勝仁君、両名を本臨時会の会議録署名議員としま

す。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をしました。

日程第3、町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

皆さん、おはようございます。本日は、議員の皆様のご出席を賜り、令和2年第1回佐川町議会臨時会を開催できますことを、心から感謝を申し上げます。

世界的に新型コロナウイルス感染拡大が広がる中、高知県におきましても2月に感染者が出て以来、高知県全体で厳しく県民の皆さん、町民の皆さんにも忍耐を強いられる、そんな厳しい状況が続いております。

本臨時会におきましては、専決処分の報告ならびに承認案件もございますが、この新型コロナウイルス感染拡大に伴うもろもろの対策にかかわる補正予算、ならびに執行部、私を含め三役の給料の月額の特例に関する条例を提案をさせていただいております。

住民の皆さん、また事業者の皆さん、大変な中、この厳しい状況の中、佐川町の皆さん一生懸命頑張られておられます。特別給付金につきましても、昨日発送いたしまして昨日から住民の皆さん、ご相談にもみえております。この3月、4月、5月と、佐川町役場の職員も通常業務もある忙しい中、今回の対策にかかわる業務に一生懸命尽力をしていただいています。ゴールデンウィークにおきましても交代ではありますが、休日に出勤をしてそれぞれ対応をしてくれております。こういうときだからこそ、佐川町が1つのチームになって、ワンチームとしてチーム佐川として乗り越えていく、助け合い、思いやりの心を大切にして乗り越えていく、そんな町でありたい、そのために私はしっかりと舵取りを行っていかねばいけない、いうふうに思っております。

ぜひ、本日ご提案いただきました議案につきましても、慎重にご協議いただき決定を賜りますようお願いをしたいなというふうに思

っておりますが、この臨時会、ぜひいろいろなご意見もいただき意義あるものにさせていただければというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いします。

本日はありがとうございます。

議長（岡村統正君）

以上で町長の挨拶を終わります。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告につきましては、佐川町立学校給食共同調理場敷地内で発生した、事故に対する損害賠償の額の決定を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年3月19日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は令和2年3月3日午後0時5分頃、配送車で給食を佐川小学校へ配送後、調理場敷地内の車庫へ駐車するため場内を移動中、職員駐車場に駐車していた臨時職員の乗用車に接触させ、左前方のバンパー、フェンダー、サイドアンダーミラーを破損させたものであります。賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は14万6千円であります。

報告は以上となります。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につて）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認案件についてご説明申し上げます。承認第1号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の

承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 2 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い致します。

税務課長（田村秀明君）

おはようございます。それでは、私の方から承認第 1 号について説明をさせていただきます。

承認第 1 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律等が令和 2 年 3 月 31 日に交付されたことを受けて実施するものです。

参考資料の方で説明をさせていただきますので、参考資料、承認第 1 号関係をご覧ください。この資料の 1 ページから 3 ページまでは地方税法等の一部を改正する法律の概要でございまして、総務省作成の資料です。この中で町税条例に関する主要なものを説明させていただきます。

まず、1 の所有者不明土地等にかかる固定資産税の課税への対応でございますが、近年、高齢社会が進展し相続機会が増加する中、所有者不明土地や空き家が老化している状況のもと、固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者の情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から 2 つの措置をこうじました。

1 つ目は現に所有している者、相続人等の申告制度がされました。町内の土地、家屋の登記名義人が死亡した場合、現行は誰が所有しているか申告の義務がないため現所有者の確認に時間を要することがありますが、今回の改正で相続登記がされるまでの間における現所有者、相続人等に対して町条例の定めるところにより、氏名、住所などの必要な事項を申告させることができることとしたものです。

2 つ目は使用者を所有者と見なす制度の拡大でございますが、所有者の調査を住民票、戸籍等の公簿の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問など一定の調査を尽くしても所有者が 1 名も明らかにならない場合、事前に土地家屋の使用者に対して通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、課税できるものです。この制度は令和 3 年度分の固定資産税について適用され

ます。

次に 2 の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）の控除の見直しでございますが、すべてのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平や、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するため、2 つの措置をこうしました。一つ目は未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しです。婚姻歴の有無や男女の性別にかかわらず生計を一にする子供を有する単身者については同一の控除としたものです。二つ目は個人住民税の人的非課税措置の見直しです。先ほどの控除の見直しに伴い、男性女性の寡婦（寡夫）等に対する個人住民税の人的非課税措置の前年度の合計所得金額 135 万円以下のひとり親及び寡婦（寡夫）を対象とするものです。

次に、2 ページをお願いします。3 の地方法人課税の二つ目の二重丸になります。

地方創生応援税制、企業版ふるさと納税でございますが、法人町民税の税額控除の率を現行の 17.1% から 34.3% に引き上げ、適用期間を 5 年間延長するものです。

次に 3 ページの 4、地方のたばこ税でございますが、現行の軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満）の課税方式の換算方法について国のたばこ税と同様に軽量な葉巻たばこ 1 本を紙たばこ 1 本に換算する方法にするものです。

次に、6 の主要な税負担の軽減措置等でございますが、固定資産税など特例措置について、ローカル 5 G の設備のため取得した償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設や、農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産の軽減措置の創設、また、新築住宅に係る税金や新築の認定、長期優良住宅に係る税金の税額の軽減措置の延長などが主な改正となっております。

4 ページから 8 ページは今回の町の税条例の改正の概要の表となっております。主な改正内容につきましては先ほど説明したとおりです。その他につきましては、法律改正に伴う法ずれの措置や改元に伴います元号の対応などとなっております。なおそれぞれの施行日につきましては条例の条項欄の記載等にあり、施行日のないものにつきましては令和 2 年 4 月 1 日施行です。

次の 9 ページ以降は条例改正の新旧対照表となっております。

以上で承認第 1 号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって承認第1号は承認することに決定しました。

日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認案件についてご説明申し上げます。承認第2号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきましては地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に交付されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

税務課長（田村秀明君）

それでは、承認第2号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。この改正は先ほどの佐川町税条例等の一部を改正する条例と同じように、地方税法

等の一部を改正する法律等が令和２年３月３１日に交付されたことを受けて実施したものです。参考資料の方で説明させていただきますので、参考資料、承認第２号関係をご覧ください。

改正内容の主なものは左のナンバー欄１番、課税限度額の引き上げと２番、国民健康保険税の減額の２点となります。３番につきましては長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例であり、空き地、工場跡地、耕作放棄地等、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る租税の特例が創設されたものであり、土地基本法の一部を改正する法律において、租税特別法が改正することに合わせて改正したものです。

次のページをお願いします。

この資料は厚生労働省の作成した税制改正の概要の資料の一部です。まず、１点目の課税限度額の引き上げ見直しでございますが、資料の中ほどの赤色の点線枠、左側の現行と右側の改正後をご覧くださいと思います。

基礎課税額、これは医療分になりますが、現行が６１万円から改正は６３万円で、２万円の引き上げとなっております。後期高齢者支援金等課税額１９万円については変更はありません。介護納付金課税額、現行１６万円から改正後は１７万円で１万円の引き上げとなります。２点目の国民健康保険税の減額、低所得者に係る軽減判定所得の見直しでございますが、５割軽減及び２割軽減の判定基準が拡充されました。資料の下側になりますが、緑色の点線枠、左側の現行と右側の改正後をご覧くださいと思います。

７割軽減については変更ありません。５割軽減基準額、基礎控除額３３万円に被保険者数に乗すべき金額、現行が２８万円から改正後は２８万５千円に引き上げとなります。２割軽減基準額、基礎控除額３３万円に被保険者数に乗すべき金額、現行５１万円から改正後は５２万円に引き上げとなります。

次の３ページからは新旧対照表となっております。なお、条例の施行日は１ページの条例の条項欄の記載のとおりであり、施行日の記載のない条文につきましては、令和２年４月１日です。

以上で承認第２号の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につて）承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

訂正します。

賛成多数。

したがって承認第2号は承認することに決定しました。

日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件についてご説明申し上げます。承認第3号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に交付されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日に専決処分したものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

それでは、承認第3号について説明をさせていただきます。承認第3号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この改正は地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に交付されたことを受けて実施したものです。参考資料の方で説明させていただきます。参考資料、承認第3号関係をご覧ください。

改正の概要でございますが、表の左のナンバー１番は地方税法等の改正に合わせて読み替えの規定の改正となっております。

次の２番はわがまち特例によります、固定資産税の特例率についての規定です。現行制度の生産性向上特別措置法の計画に基づく機械や装置の償却資産の特例に加えて、今回、事業用家屋と構築物を対象に追加するものです。

３番は軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を延長するものです。軽自動車を取得した場合、税率を１％軽減する特別措置を６カ月延長し、令和３年３月３１日までに取得したものを対象とするものです。なお、この措置による軽自動車税の減収分につきましては全額国費で補填されます。

次に４番の新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例は令和２年４月３０日の地方税法等の改正により、納税することが困難である者に、１年間徴収猶予の特例が設けられました。その徴収猶予の申請に係る事項の細目を定めたものであります。

５番は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例でございますが、これは国の自粛要請を踏まえて、文化、芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止などした事業者に対する払い戻し請求権を放棄した者は寄附したとみなし、税額の控除を行うものです。

最後の６番は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により令和２年１２月３１日までに住居のように居をすることができなかった場合でも、一定の要件を満たす時は住宅ローン控除が受けられるよう適用を断続的に行うものです。

なお、施行日につきましては１番から４番は令和２年４月３０日、５番、６番につきましては令和３年１月１日が施行日です。

次のページからは条例改正の新旧対照表となっております。

以上で承認第３号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第8、議案第42号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案についてご説明申し上げます。

議案第42号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ13億3,828万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ91億1,646万8千円とするものであります。なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、議案第42号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関係の予算ということになっております。

歳出から説明をさせていただきます。事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。10ページ、11ページになります。11ページの上から説明をさせていただきます。

2款、1項、11目、新型コロナウイルス対策費、1節、報酬の90万4千円につきましては、特別定額給付金の支給に関する事務に従事してもらうために、会計任用職員2名の3カ月分の報酬ということになっております。

その下の3節、職員手当等の94万円につきましては、こちらの方も特別定額給付金の支給業務に係る超勤手当ということになってお

りまして、この特別定額給付金に関する問い合わせの対応といたしまして、5月中の土曜日、日曜日など役場の閉庁日でも問い合わせに対応できるように、職員が勤務するもの、そして申請受付開始後の申請内容の確認、そして申請内容の登録などに係る業務の見込みということになっております。

その下の4節、共済費の14万円、これは先ほど説明をいたしました会計年度任用職員に係る厚生年金等の掛け金ということになっております。その下の8節、旅費の1万2千円、こちらの方も同じく会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ということになっております。その下の10節、需用費の28万8千円、その下の11節、役務費の396万2千円、こちらの方につきましても特別定額給付金の支給業務に係るインク等の消耗品費、そして封筒等の印刷・製本費、申請書の郵送料、相談窓口に設置いたしました電話料、そして口座振り込みの手数料ということになっております。

その下の18節、負担金補助及び交付金の説明欄、特別定額給付金12億6,450万円、こちらの方は国の緊急経済対策として家計への支援を行う特別定額給付金ということになっております。

その下にあります高知県休業等要請協力金事業負担金の660万円は高知県が高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を要請いたしまして、この要請に応じて休業等の対象となる施設を運営されている方で休業等に協力いただける県内の中小企業、個人事業主等に対して市町村との連携により支給いたします、高知県休業等要請協力金の町の負担見込み分ということになっております。

その下のチーム佐川支え合い補助金3千万円につきましては、本日お配りしております参考資料、議案第42号関係で説明をさせていただきますので、参考資料の方をご用意いただきたいと思います。A3の一枚物となっております。

こちらの方につきましては、佐川町におけるコロナ禍への支援の考え方ということでまとめております。1番としまして国及び県の支援策を軸としてこれを補完することを基本とする。2番としまして補完の方法は、チーム佐川で支え合う考え方のもと、下記のスキームで実施するというようにしております。

表の左半分につきましては、国、県あるいは町単独で実施する事業ということになっております。特別定額給付金につきましては先ほど説明いたしました1人当たり10万円の分になります。そしてそ

の下にあります、子育て世帯への臨時特別給付金、これは後ほどこの補正予算の説明の中で説明いたしますけれど、国ならびに町単独で実施するものということになっております。事業所向けにつきましては下の方にあります持続化給付金、雇用調整給付金こちら国の方が実施するもの。そして下の端にあります休業要請等協力金（30万円）これは先ほど説明いたしました高知県休業等要請協力金事業負担金という分にはなりません。10万円の分につきまして町が負担するということになっております。

そして、基金事業でありますけれど、右半分の方に想定している支援策ということで、その概要の方記述してあります。こちらの方につきましては佐川町社会福祉協議会、こちらの方が「コロナに負けん、チーム佐川支え合い基金」というものを設置いたしました。そしてその中におきまして要支援者に対して支援金、見舞金を給付するということになっております。この基金による支援につきましては、国、県の支援制度、先ほど言いました支援制度を補完することを基本とするという考え方になっております。この基金の財源につきましては一般町民の方からの寄附金、そして佐川町からの拠出ということになっております。かっこ書きで臨時交付金充当を予定ということになっております。今回の補正におきましてこの財源につきましては今回の補正では財政調整繰入金を財源としております。現在想定しております基金の用途につきましては国から示された臨時交付金、こちらの対象となるものと考えてはおりますが、臨時交付金全体の実施計画を現在策定中ということであるため、計画を確定させた上で6月議会において全体の事業計画をお示しさせていただいた上で、財源の振り替えの方を行わさせていただきたいということで、今回は財政調整繰入金を充当いたしております。6月の補正で財源の振り替えを行う予定ということにさせていただいております。

そして、一般町民からのご寄附につきましては社会福祉協議会の方から町民の皆様方に寄附の呼びかけをする予定ということになっております。そして今回の補正の方で計上させていただいておりますように、佐川町の方が3千万円を補助させていただくということで今回3千万円の補助を今予算で計上させていただいております。現在、見込まれております臨時交付金の見込額は佐川町で9,528万1千円ということになっております。これにつきまして計画を策定

していくということになります。

そして給付の決定自体についてでありますけれども、その基金の中で運営委員会というものが設置されまして、こちらの方は社会福祉協議会、商工会、役場ということになっております。そちらの方で基準を定めましてそれに基づきまして実施するという内容になっております。例えばということで書いておりますけれど、個人にあってはここに書いてあります特別定額給付金等によってもなお生活が困窮している者、あるいは緊急小口資金の借入者でその返済に窮している者と、2番としまして法人にあっては持続化給付金の対象外であって売上減等の影響を受けている、休業補償の対象外ながら自主的休業等により影響を受けている等ということを考えております。このような内容の基金につきまして、今回の補正におきまして3千万円の補助金ということで計上をさせていただいております。

その下の表になります、3款、3項、1目、児童福祉総務費3節、職員手当等の15万1千円、こちらの方につきましては先ほど出しましたけれど、子育て世帯への臨時特別給付金に係る超勤手当ということになっております。後ほど詳しく説明いたします、この給付金につきましては市町村が実施主体ということになっておりまして、今回の情勢を鑑み準備が整った市町村からできるだけ速やかに開始するようにと国の意向がっております。このことを踏まえまして6月の児童手当の支給に合わせて支給するためにここに超勤手当の方、計上させていただいております。その下の2項、児童福祉費、10節、需用費の3万1千円、その下の11節、役務費の12万5千円は先ほどの説明と同様に子育て世帯への臨時特別給付金の給付業務に係る消耗品、郵送料、口座振り込み手数料ということになっております。その下の12節、委託料の80万6千円こちらの方も子育て世帯への臨時特別給付金の給付業務に係るシステムの改修費ということになっております。

その下の18節、負担金補助及び交付費の2,800万円、これにつきましては児童手当を受給する世帯に対しましてその対象児童1人当たり1万円を上乗せする国の臨時特別給付金1,400万円、それと同じ対象者に町単独でさらに1万円増額して支給する給付金、1,400万円ということになっております。合計2,800万円ということになっております。

続きまして12ページ、13ページをお開きください。

13 ページの上から説明をさせていただきます。4 款、1 項、1 目、保健衛生総務費、12 節委託料の△16 万 4 千円は今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました乳児集団検診に係る高北病院への委託料の減額ということになっております。その下の 19 節、扶助費の 52 万 9 千円、こちらの方は先ほどの説明と同様に中止となりました乳児集団検診の検診対象者がかかりつけ医にて個別で検診を受けたときに要する費用を助成するものということになっております。

その下の表の 9 款、5 項、1 目、保健体育総務費 21 節、補填及び賠償金の 145 万 9 千円、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、佐川町民プール及びテニスコートの指定管理者の方へ休業要請をいたしまして、3 月に臨時休館となった期間の営業補償金ということになっております。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

歳入の方は 8 ページ、9 ページになります。8 ページ 9 ページの方をお願いいたします。

9 ページの上から説明いたします。14 款、2 項、1 目、民生費国庫補助金、2 節、児童福祉補助金の 1,511 万 3 千円、これは子育て世帯への臨時特別給付金関係経費に係る国の補助金ということになっておりまして、事業費に係る補助金、事務費に係る補助金、全て 10 分の 10 の補助ということになっております。その下の 8 目、総務費国庫補助金、1 節、総務費補助金の 12 億 7,292 万 2 千円、こちらの方は特別定額給付金関係経費、先ほど言います皆様住民の方々お一人に 10 万円を支給するお金プラスそれに要する経費、事務経費、先ほど説明しました事務経費等に係る国の補助金ということになっております。こちらの方も 10 分の 10 の補助ということになっております。

その下の表の 18 款、1 項、1 目、財政調整繰入金の 5,024 万 8 千円、これらの方は今回の補正におけます歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものということになっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

9 番（松浦隆起君）

主にコロナの感染症対策の定額給付金等についてお聞きをしたい

と思います。11 ページの歳出のところですが、まずあの特別定額給付金 10 万円支給、申請書が昨日我が家にも届きましたが、早いところではいち早くもう給付も行っているところもあります。で、この佐川町の配られた説明によりますと、13 日頃に発送をして、申請をして給付と、6 月ということですが、このスケジュール、どういったことでこういうスケジュールになったのかそのことをお伺いをしたいと思います。1 日でも早く給付をするとそういう検討はどこまでされたのか、そのことについてもお伺いをしたいと思います。それからこれは直接申し入れもしていましたが、この支給日、6 月にこけるということですが、5 月中にということをしり入れておりましたが、現実的に支給日はいつ頃になるのかお答えをいただきたいと思います。

次に、この申請、郵送とオンライン申請があるわけですが、当初、佐川町は同じタイミングでオンライン申請はできない、マイナンバーカードを使ってはできないという説明を私は受けておりました。で、昨日、届きましたのを見ると 13 日からということですが、早いところでは 1 日、5 月 1 日からオンライン申請を受け付けてる、隣の日高村さんも 2 日から受け付けてる、これはどういったことで佐川町は遅れが生じているのか、そのことを今回しっかり原因というか、その点を検証してないともた同じことが起きる、これは町の責任なのか国全体のマイナンバーの仕組みの問題なのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それからこの定額給付金、障害者の方や介護を必要とされる方などさまざまな方にいかれるわけですが、なかなか自分で申請ができない、そういった方へのフォロー体制はどうなっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

次に先ほども説明ありましたが、この「チーム佐川支え合い基金」をつくってそこに補助金を町が出すということですが、こういった支援の内容になるのかここに出ておりますが、その内容を決めるのは、決まるのはいつ頃になるのか、いつ頃に決定をされる予定なのか、それからそれに伴って支給をいつ頃に考えておられるのか、そのことをお聞きをしたいと思います。

少し多くなりましたが、まず冒頭そのご質問をお答えいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

まず、定額給付金のスケジュールについてまずはお説明をさせていただきます。

昨日、町民の方には郵送ので申請書届いておられると思いますが、郵送申請につきましては5月14日、本日より申請を受付をしております。それから今後支給までのスケジュールにつきましては、申請がされたものを町の方で確認をさせていただいて、それから支給に必要なシステムへの入力をさせていただきます。6月と最初の方に周知をしておりました、お知らせをしておりましたが、支給につきましては5月、最初の支給は5月の下旬、今のところの予定では5月の28日が1番早い支給になるというように想定をして今、作業を進めているところでございます。

それからこのスケジュールに沿う前の検討というご質問がございました。まずこの支給スケジュールを検討するにあたりまして、給付対象者につきましては4月の27日現在において住民基本台帳に記録をされている方が対象ということになっております。この支給対象者の抽出に関わる事務というのは今システムで全て管理しておりますが、そのシステムを改修することが必要であるということで判断をさせていただいて、今スケジュールを立てております。

支給日につきましては5月下旬ということで報告をしました。

オンライン申請につきましては早いところでは5月の最初から受付をされておったと思いますが、うちの佐川町の方では元々できないということで住民の皆さんに一度報告をさせていただきましたが、国の方でシステムを全てできるように整えていただいて、それをうちの方で使えるようにシステムを確認をさせていただいて、今5月13日からの受付とさせていただいております。

それから、申請できない、対応と、基本は郵送申請とオンライン申請で対応するとしておりますけれども、問い合わせもございまして、今現在、相談窓口をつくっております、そこで申請に関わる質問などを対応しております、実際にもう役場の方に来られてそこで受付もさせていただいております。そういった対応を今現在しております。

申請期間については5月14日、今日から3カ月間でございますので、令和2年の8月13日までということになります。

申請時点で申請書を作ってくださいのに、うちの方の窓口に来ていただいたらできる、相談は対応させていただいて申請は滞りなく

できるように今進めております。

それと、基金事業の方でご質問いただいておりますが、まず基金事業でございますけども、給付が具体的にいつから始まるのかということでございますが、今現在、社協、商工会、それから役場でそれぞれの窓口をこれから設けまして、対応について相談をお受けをしております。合わせて商工会におきましては町内事業者へのアンケートも実施をしております。こうした中から町民事業者の困窮状況や雇用と事業の維持・継続のための課題を把握した上で基金の運営委員会で給付基準を定める予定としております。こうした手順を経て社協、商工会と協議の上できるだけ早く、できれば6月中に実施をしたいと考えております。

以上です。

9 番（松浦隆起君）

まずそのスケジュールについてお聞きしましたが、同じ規模の自治体等が早くできて、同じようにシステムの問題があるかもわかりませんが、そこをどうやって早くできたのかということをお願いしたいという機会にしっかり研修するなり検証するなりということは必要だと思います。例えば、奈良県の平群町、我々も議会で視察に行ったことがあります。そこはこの佐川町もいれておりますが被災者支援システム、そのシステムを使って元のところをお願いをして改修をしていただいてシステム費用はほぼ要らない。それで、義援金を配るその仕組みを使って7日の日には申請を送って12日からそのシステムで給付金をスタートすると。で、町長始め職員の皆さんが全員総出で夜を通して発送を作ったと、で、佐川町の職員の皆さんも今ほんとにご苦労されてると思いますが、その同じ国のやるこの定額給付金の仕組みの中である程度同じように歩調を合わせていく。で、うちが遅くて早いところはなぜ早いのかということをお聞きしたい。で、うちはしょうがない、システムが2つ3つある、改修がある、しょうがないんですではなくて、しっかり検証していただきたいというふうに思います。

それから、オンライン申請について少しわかりませんでしたが、本庁のシステムの問題なのか、国とのセッティングというか、まあ元を正せば国の問題なのか。で、もし町のシステムのなんらかの遅れというか、そういうシステムに問題があるのならそれもしっかり検証する必要があるというふうに思います。

で、このチーム佐川支え合い補助金とこの定額給付金等についても関連するわけですが、この町民の皆さん、特に飲食業、夜の飲食業、またお昼も含めてギリギリの状態、もうギリギリを超えてるかもしれません。4月の10日の日に何軒か皆さんの所へ出向いてお話をうかがいに行きました。その時の現状を「こういうことで困ってる」「こういうことを」ということを4月の週明けに13日に、町長、副町長、総務課長同席のもと、申し入れをさせていただきました。

それから1カ月です。目に見えて何もやってない。やっていないという語弊があるかも知れませんが、進んでない。その間に他の市町村ではいろんな施策が打ち出されている。で、例えばその時に皆さんから聞いたお声は「どんな支援が国からあるか、県からあるか、町からあるか全く分からない。持続化給付金の話もあまり入っていない。だからいち早くどういう支援策があるのかをまとめて出してもらいたい。」ということをお願いしましたね。それが配られたのは5月の広報です。で、私は皆さんの声を聞いて、少しでもということで、自分で作らせていただいて21日の日にこれ副町長にお渡ししましたが、皆さんの元にお手紙としてお届けしました。それが私ができることがその段階なのに町がなぜそのタイミングなのかと、もっと早くできなかったのかと。そういうことを見ると非常にスピード感が、皆さん一生懸命やっておられるかもしれませんが、スピード感に欠けると私は思っております。その時に町長、副町長に申し上げたのは、事業者の皆さんは固定費がかかって営業が縮小したり休業になっても固定費でなんともならない。3月、4月、5月のそういう光熱費等を免除するような支給を作ってもらいたい。そこまで追い詰められているということもお伝えはしました。で、この支え合い補助金、考え方は良いと思います。でもそれはこのコロナが収束をして、皆さんが日常に戻りつつあってみんなで応援しようというなら基金でかまわないと思います。だけど今は、思わぬ事故にあってけがをして血が流れてる状態なんです。早く血を止めないといけない。基金に貯めてそしてどこに配ろうかって検討する時間があるなら、町長が判断をして事業者に一律10万なり20万なり、まずは支給する。そしてまず現状を乗り越えてくださいと。そのあといろんな形で支え合う、前もってチケットを発行する、職場の方考えてやる、みんなで助けあって基金を作る、その後みんなで助け合いましょう。でも、今、今生き延びるために、持続してもらうため

に町は、別に国から来ようが来まいが関係なしに財調を崩すなり、1千万の予備費を崩すなり、すぐに僕は手を打つべきやと思います。だから、この基金に積み上げるものがあるのなら是非そうしてもらいたい。

それから今回出ておりませんが、今後検討するというのをちらっとお話を聞きましたが、国からは9,528万1千円限度額来ます。今回出てるのを引くと約4千4,5百万くらいまだ計算上ありますよね。それをどうするのか、それも今回、話に出てない。それを例えばいろんな、コロナが収束したって、今後のためにいろんなことに使うなんていうのは僕は違うと思います。まずは今、困っている事業者の方々、ほとんど営業できてない、知事が休業要請を解除しました、でも県民にはあまり行かないでくださいと言っている。実質上休業状態です。そしたら、県の休業支援金、これ30万、それじゃ全く足りない。それに町が独自でその中から上乘せをして手当をする、もう一方は今そういう中小企業、小規模事業者到家賃支援というのが国が検討されてます。それを臨時交付金にでも使えるようにということになりつつある、そしたら上限50万、25万いうのは決まっていますが、その足りないところ3分の1を町が負担すると、そういうこともアンケートをとったり皆さんが集まって検討するのも必要かもしれませんが、そこは町として私は事業者の皆さん、町民の皆さんの生活と命を守るために、まずはこうしますと、批判があろうがそういう判断を是非早急にさせていただきたい。6月中頃に、中頃と今お話でしたが、さっきも申し上げましたが、3月中頃から特に夜の方々は宴会は全部ストップになりお客さんも来ない、3月からもう終わってるわけですよ。休業状態で。それをどう乗り越えようか、毎月必死でやられてるわけです。それが6月というのは、ちょっと言葉悪いですが眠たい話をすなと僕は言いたい。まずは助けることを早急にさせていただきたい。その点についてお答えください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃることをしっかりと受け止めて、この支え合い基金につきましても、6月中と課長から説明ありましたが、私の方から6月のもう初旬から本当に困窮している人たちに支援できるようになんとか考えて実行して欲しいということを伝えておりますので、1日でも早く支援ができるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えてます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

そのオンライン申請がどっちかという答弁がないので、もう一度答えていただきたいのですが、国なのか、町に問題があるのか。それと、これは全ての姿勢につながるので今回の予算に関係ないですが、1 点だけ言わしていただくと、申し入れに行った時に、ある町民の方からいただいた声を届けました。それは行動記録というものを他県でやっているところがある。それを行政がフォーマットを作ってつけてくださいと、つけやすいように配っているところがあると。それをぜひ佐川でもやってもらいたい、その声お届けしました。その時に町長は「行政がそういうことをするのはどうか」と「気になる人は自分でつけるでしょ」そうおっしゃいました。それでも私は納得いかなかったのが、副町長に、これが副町長に紹介したある町のチラシです。ホームページにも載ってます。こういうものをコピー両面しても 20 円ですよ、全世帯配っても 12 万。お願いすると「なんとか分かりました」と。仕上がったものを見ると、たった 2 行。これは、万が一佐川町の方が感染の恐れがあったときに、私は誰と触れおうたろう感染拡大防止のために必要なことだと思います。それを町長は必要ないとおっしゃった。だけど今回、県が出しているこの緊急事態が休業要請を解消して新しい生活様式、国、そして県が出している、これ県のホームページから取りました。誰とどこで会ったかメモをすると書いてるわけですよ。行政がお願いしてるわけですよ。

そしたら、お金がないのなら申し訳ないですが、9,500 万の中から 12 万を使っただいて、これを早急に作っていただいて、ホームページにも載せて、6 月に配ってください。それもできないようなら議員はどういう声をお届けしたら良いんですか。私これ非常に憤慨しています。町民の方もそんなことさえもしてもらえないんですかと。で、今町民の方から僕にも何本も電話が入ってます。佐川の町長はこのコロナの対策にどんなことを考えちゅうろう、全然聞こえてこんと、だからその意味でも早急をお願いをしたい。まずこの答えと、それから先ほどのシステムのオンラインの申請、その 2 つをお答えください。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

私の方からオンライン申請のスケジュールのことについてお答えをさせていただきます。まず、オンライン申請に必要なアカウント、

国から来るわけですけども、これが日にちを実際にいつだったかというのをちょっと記録がここにはございませんので、また後で松浦議員の方にはお伝えしますが、これが5月の初旬であったと思います。それからシステムを確認させてもらって、今回5月13日ということでもらせてもらっていますが、国から来たアカウントが5月1日開始日ではなかったと、それは原因にはあるとは思いますが、詳しい確認の日付はまた後で報告をさせていただきます。以上でございます。

町長（堀見和道君）

松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。今、松浦議員がおっしゃいました行動記録の件、「それぞれ自分でやられるんじゃないですか」ということはお話ししましたが、「必要ない」というところまで言い切ってはいません。で、松浦議員と話した後に、役場内で検討しますということで検討もさせていただきました。

表、確かに小さい表になってしまいました。その時にそれぞれ担当で協議をして検討してもらったときに、他に伝えたいことがたくさんあったので、表が小さくなりましたという結果になりましたけども、書く欄のことですね、書く箇所のことですね。その件に関してもう一度役場内で検討させていただいて、結論を出して対応したいというふうに考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

コロナに関してのことで私も一言お伺いしたいと思います。

ほんとに佐川町の対策というか動きがなんか見えないな動きが遅いなのというのは私も感じておりました。それで、ぜひ松浦議員がおっしゃったように、町長が決断をして早期の支援ができる体制を作っていたきたいというのが1つです。

それからもう一つは今、商売をなさっている方で、申請をしたいけれども、その助成金とか給付金の申請をしたいけれども、オンラインじゃないとできないと、けどパソコンもないから困ったと。本当にこの既に決められていることの申請さえもできない状況にあります。

で、そういう方が町がサポートできる体制をとっていただいて早期に申請できれば、少しは助かるんじゃないかと思いますが、その辺についてどのようにお考えかお伺いします。

副町長（中澤一眞君）

申請手続き、先ほど松浦議員からのご質問にもありましたけれども、そのフォロー体制ということかと思えます。特にオンラインを活用してですね、申請をするという手続きに慣れていらっしゃる方が多数いらっしゃる。このことはですね、商工会の方にも窓口を設けていただけてますし、私の方にもご相談ございますけれども、その中でも同様のお声をたくさん聞いております。今、例えば、事業者向けの持続化給付金であればですね、あるいは雇用の関係も合わせて受けておるかと思えますけども、経済産業省の方が高知県では今朝の新聞にそれこそ載っておりますが、高知商工会議所の方に申請のサポートセンターを作ると、それを今後順次広げていくというようなお話も聞いております。ただ、それがいつ頃になるのかわかりませんので、今、佐川町としてはですね、商工会とお話をしながら窓口で受け付けるんですけども、なんとか、オンラインの手続きのサポート、それから申請のお世話いうことができないかということを相談をさせていただいているんですが、これは人的な問題が非常に、商工会の方も今こういう時期でございますので、人的に非常に人材を確保するのに苦慮しているというようなお話でございます。そこをなんとかクリアしてですね、お話にあるような、何らかの形で申請のお手伝いができるようなことを早急に組み立てたいと、そういう検討していきたいと思っています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

商売をなさっている方が、商工会へお伺いしたそうですが、「それは僕らにはできん」みたいな言われ方をしたと、その商工会ができないんやったら役場で私はサポートをすればいいんじゃないかと、そういう意味で、迅速にそういうことをやっていただきたいし、例えば今回子育て世帯への臨時特別給付金、児童手当の給付対象者に町独自で1万円を寄附するということをやられていますけれども、私の聞いているところでは、大学生が本当に困っていると。帰ってくるわけにもいかず、生活費はかかる、授業料はかかる上にバイトもできないので、本当に困難な状況に陥っているということも聞きますので、そういういろんな意味でそういう痛みを執行部の方に分かっていたいて、早急に次の6月議会にはですね、ぜひこんなこともこんなこともできるよということを表すようにしていただきたいと思えます。

議長（岡村統正君）

先ほど私が議席番号 6 番と言いましたが、訂正します。5 番坂本君です。

他に。

3 番（西森勝仁君）

11 ページの 18 節、2 款、総務費、総務管理費、11 目の新型コロナ対策費の 18 節、負担金補助及び交付金であります。この中に高知県休業等要請協力金事業負担金 66 万とありますが、これは説明の中にもありましたように、県が休業補償、要請をしてそれに応じてくれた業者に対しまして、休業補償金を払うということであろうと思いますが、この原資を県は一体いくら造成する予定であるのか、そしてこの町に配分された負担金 660 万の根拠はどういう算式になっているのか。例えば均等割がいくらで、産業別人口割がいくらで、まあこういったようなことであります。

次に、先ほど来、松浦議員からも厳しい指摘があっておりますが、ここに補助金としてチーム佐川支え合い補助金として 3 千万なるものがありますが、とにかく佐川町が対応している、町単で対応しているものは今ないと思います。ここに子育て世帯への給付金が国と同額の 1,400 万ある程度でありまして、町民からしたらとてもじゃないけど遅い。町民の声はこういった怒りに似たような声であります。今こそですね、町長は前を切ってしっかりとリーダーシップをとってやってもらいたい、こういうふうに思うところであります。

前に私が何度もリーダーシップをとってやれと言うた時に「いざという時にはしっかりやる」という答弁が 2 度ほどあっておりますが、妙に前を切ってやりゆうようにひとつもない。町民もそんなふうに全然受け止めておりません。この社協へ委託 3 千万、これによってですね、今困っている、そういったところに、この議会これが議決すればすぐ支払いが可能になります。すぐに社協へ委託してですね、とりあえず早く配ってもらい、こういうことが可能になりますので、それ、まだ足りなくなるかも余るかもわからんとかいうような総務課長の説明が勘ぐったらそういうことでありましようが、まだ 4,500 万くらいは残ってる、これで足りない分充てたら良いと思いますし、町民からの寄附も集まるかもわかりません。とにかく急いでもらいたいと思います。今こそリーダーシップを取らなもうやる時にはない、こういうふうに思います。

また、直接議案には、この予算には関係ありませんけれども、こ

のコロナの影響で仕事がなくなって大変困っている人が多くいます。これから町民税、国保税こういった大変な税金が目白押しに続きます。国保は7月から8回も続きます。納税通知書が来てもですね、仕事がなくなっていれば、担税力がない人がだいぶ出てきます。そういった人は途方に暮れてしまいます。こうした人たちが困らないように減免制度、現在の現行の制度で対応できるものについてはいいですけども、対応しづらい面につきましてはしっかり見直しをしてもらいたい。条例規則などによって改正が必要なものがありましたらしっかり見直しをして6月議会でも速やかに対応できるようにしていただきたいと思います。

また、学生も非常に困っています。アルバイトで家計を助け、そして授業料も払ってきた、こうした学生たちもアルバイトがなくなって本当に途方に暮れています。今、奨学資金の受付は終わり決定になっているとは思いますが、こうした場合学生に限り、臨時奨学資金の受付、これをやってもらえないか、そして以前からも何回も話題に上がっておりますが、給付型奨学金も含めて早急に対応を検討してもらえないか、こういう町民の要望でもあります。

いかななものかお尋ねしたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の質問にお答えします。高知県休業要請協力金の佐川町からの事業の負担金ですけども、660万円ということで今は計上させていただいております。県の方から佐川町の対象業者の見込みが63業者であるという見込みがある。それから多少の誤差があるということで、県の方が660万弱が佐川町の見込額ですという通知がございましたので、その金額で、660万円で予算計上させていただいております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（森田修弘君）

もう一度お答えします。この負担金ですけれども、佐川町の負担金分は一業者あたり 10 万ということになります。県の方が 20 万ということになります。業者、申請者の方には 30 万入るということになります。県の負担分に対して佐川町が一定割合で負担するとか、そういったことはございません。30 万のうち 20 万が県が負担し、佐川町の方が 10 万負担するという仕組みになっております。

町長（堀見和道君）

私の方からチーム佐川支え合い基金についてご説明させていただきますが、先ほど松浦議員からもお話ありました、できるだけ早くということで、来週には運営委員会を開催の予定にしておりますので、とくにかく一日でも早く支援ができるようにということで、改めてお伝えをしてですね、すぐに結論をして支援できるように努めて参りたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

教育次長（吉野広昭君）

奨学金につきましてはですね、このあと議会終わり次第暫時検討させていただきます。

税務課長（田村秀明君）

税金の減免のことでお答えします。現在、減免の規定もあります。今回、先ほど議員がおっしゃったようにですね、仕事がなくなってお金がない、払えないという状況の中で今の減免制度が使えるかどうか、またそういったことが新たに追加できるか検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

本当に生活に困窮し、その日の暮らしもままならん人たちがですね、追い詰められることのないように、本当にその町民税、国保が本当に大変になってくると思います。しっかりと救済措置というか税制面でもですね、住民に寄り添っていただきたいと思います。

町長に、答弁としましては、一日も早く支給できるようにすることでありますが、今も言いましたようにしっかりとリーダーシップをとって 6 月定例会が始まる時には、本当に困窮した人には行き渡っちゅうと、町民の顔色がふっくらとにこやかになるばあのつもりでしっかりと、今も言いましたように今日議決したら今日から支払いが可能です。暫時始めてもらいたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

特別定額給付金の問題とかかわりながらですけども、国自身が要請と補償をして早急に措置をしておれば、こういう非常事態の時にも負担が、町職の職員の皆さん方にも負担が、ずいぶんと対応が変わってきたのではないかなという思いもしながら、今職員の皆さんが奮闘されて町としても一日も早い救済措置が執行されるように努力もされてるかと思います。

5 月広報に折り込みでですね、3 つの分野に分けて健康の問題、生活の問題、それから仕事、生業の問題で問い合わせを発信されたと思います。で、その発信されたことによって実際にどれだけの問い合わせが出てきたのか、それに対して重立ったものでいいと思いますので、こういうふうに対応したというようなことは総括されていれば教えていただきたいと思いますが。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午前 11 時 42 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

まず特別定額給付金に関わる問い合わせについてお答えをさせていただきます。やはり皆さん問い合わせがありましたのは郵送申請の申請書がいつ配布されるのかというようなことはあったと記憶しております。

あとは申請時期がいつからなのかというような問い合わせと、それから支給時期の問い合わせがございました。以上です。私の方からは。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。健康相談等に関しての問い合わせというものはございませんでした。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

県の方の休業要請協力金の方の問い合わせですけども、チラシを見てということではないかも知れませんが、いくつかの、10件を超える問い合わせ、役場の方の来庁がありまして、中身のこちらの方で説明できる申請書の記載要領とか訂正処理とか、そういったような必要な書類がこういったものですよということはお説明をさせていただいております。申請先が役場ではないので、すごくご面倒かけますがということで、中身の提出しなければいけない書類こういったものを揃えていただく必要がありますということをお一人お一人にお説明させていただいているのが現状でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

さまざまな町民の皆様が困ってらっしゃる状況の中で、相談できる場所が私はやっぱり役場であろうというふうに思って、この広報に折り込みされたお知らせっていうのはすごく有効に働くんじゃないかなという、僕、期待もしてたんですが、まあそれを目にされる方されない方いろいろいらっしゃると思いますので、目にされた方はそうやって窓口で電話をかけられて来たと思います。ぜひそういう声は受け止めていただいて、早急な対応もしていただきたと思います。まだまだこういう声は続くかと思っています。さらに収束が遅れるにつれて深刻な状況も予測されますので、この相談窓口というのは非常に重要な役割を果たすのではないかなというふうに思っております。

もう一件なんですけども、こういうことにかかわってですね、この定額給付金が世帯主に、一応、申請手続きが窓口になります。本町ではありませんでしたけれども、隣の方からですね生活相談を受けました。経済的なDVとか含めてですね、世帯主の方に全部いつてしまったら家庭の中で大変な状況になるということもあって、課を越えて相談しあって、世帯主には対応しない処置もされたということをお聞き申しておるところです。本町ではそういうふうなことを予測をされて課を越えて連絡を取り合って対応されてるケースがあるのかなのか、もし起きたときにはどういう対応されるか聞かせてください。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。特別定額給付金につきましては橋元議員が言われ

よったようなことと全く一緒ではないかも知れませんが、理由があって虐待を受けているとかですね、DVの被害者の方につきましては事前に申請をいただければ、同じ世帯であっても被害者の方に直接支給ができるという制度にもなっておりますので、そういう対応はしております。

で、その件で問い合わせもありましたので、その際には健康福祉課とも話をしながら、証明書も必要ですので、そういう連携はとって対応をしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

安心もするところですけども、ぜひそういう声が届きにくい場面も想定されていますので、ぜひそういう行動含めてですね、課を越えてネットを張っていただきたいと思います。

松浦議員の方にもありましたけども、認知症の方、あるいは文書が届いてもよう把握できないご高齢の方、それから現住所にいない方々等含めてですね、さまざまな役場からの文書が届かない場面も当然想定されていると思いますので、発信しただけで終わりじゃなくて、もう一回フォローするシステムを作っていただきたということ強くお願いして、質問を終わります。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

だんだん議員から、かなり、今回厳しい突っ込んだ意見が出たと思います。町長に対してもかなり厳しい意見であったと思いますが、今回コロナ対策予算についてこれだけの意見が出るということは、それだけ町民、あるいは各事業者が厳しい状況に追い込まれているということであって、町民の代弁者として各議員がそれぞれ厳しい意見を言うたのではないかと考えるわけではありますが、私も今回本当に佐川町は非常に対策施策が出遅れておると感じております。

各新聞で報道されておるように各自治体は早くから町単独で、町民に対して、または事業者に対しての支援策を早くから打ち出しておったわけではありますが、佐川町はなんらそういった対策が目に見えてこない。住民からは「佐川町は何もせんね」。もっと厳しくいうならば「町長は何にもせんね」というような声が多々聞こえてくるわけであります。私は連休中、夜の町を車で流して見て回りました。ほとんどの飲食業者、休業でありました。これはやはり県の休業要

請に対しての自主的な休業であったと思いますが、こういった町内の宿泊、あるいは飲食業、また観光事業、バス等いろんな方々が本当に厳しい状況に追い込まれておる、こういった時こそ、世界一の幸せな町を目指す町長であるならば、町独自の支援策を早急に打ち出すべきであったと考えるわけであります。

今度、社協に3千万の基金ということでありますけれども、商工会、今、加入者が300足らず、たぶん280くらいでないかと思いますが、加入率60%ちょっとであると思ひまして、佐川町では約500くらいの中小事業者がおると思いますが、こういった方々に仮に一事業者10万支援ををするとしてもわずか5千万というもので支援ができるわけであります。今県下の各自治体、今までの支援の状況をみてみますと、20万30万各事業者に出しております。最大の自治体では100万円、一事業者に対して最大100万円というような支援策を打ち出しておるところもありますが、ぜひ佐川町においても早急にこういった対策をするべきであろうと思ひます。松浦副議長が先ほど町民が血を流しておるというようなことを言われておりましたが、本当に厳しい状況、今、もう救急車では間に合わない、ドクターヘリを飛ばさなければならないということではあります、この遅れた支援策に対して、町長、ドクターヘリを飛ばすお気持ちはないか、お伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。議員の皆様から、永田議員始め議員の皆様から厳しいお言葉をいただきまして、しっかりと受け止めて今後にかしていきたいというふうに考えております。先ほどもお話をしましたが、チーム佐川支え合い基金を立ち上げております。本議会、臨時議会でご承認いただけましたら、至急運営委員会も開催をして、できるだけ早く困窮している事業者の皆様の支援が行き渡るように対策をしていきたいと考えております。

国、県それぞれからも事業者向けのいろいろな支援は出ております。事業者の皆様が支援をするときに、今回、アンケートもとりましたが、全く影響がない、売上が伸びてる業種もないわけではございません。その中で困っている人、方々のところにですね、できるだけ早く支給するためにはですね、どうしたらいいかということはこの4月、5月議論もしてきましたので、ぜひ本臨時会でご承認いただけましたらすぐの対応をとっていきたいというふうに考えてお

りますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

12 番（永田耕朗君）

まあこの支え合いの 3 千万では少ないと思います。明日からでも早急に町長にお考えをいただいて、今大変厳しい飲食業者なんかに対しまして町独自の早急な支援策を、給付金等出しても議会も町民もなんら異論を言う者はおらんと思います。町長がそれを思い切っ
て出したから「いかん」と言う人はおらん、「ようやくた」ということ
になるろうと思います。ぜひとも、お金はあると思いますので、生
きた金を今使うべきだと思いますので、思い切った支援策を打ち出し
ていただきたいと思います。早急に打ち出していただきたいと思います。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につ
いて原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

従って議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 43 号、佐川町長等の給料の月額の特例に関する
条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案についてご説明申し上げます。議案第 43 号、佐
川町長等の給料の月額の特例に関する条例の制定につきましては、
新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の財源とするため、令和
2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における、私、町長、
副町長、教育長の給与月額を減額するものであります。なお、詳細
につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い

いたします。

総務課長（麻田正志君）

議案第 43 号の説明をさせていただきます。議案第 43 号、佐川町長等の給料の月額の特例に関する条例の制定につきましては、先ほどの町長の提案説明にもありましたように、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の財源とするため、令和 2 年 6 月 1 日から来年令和 3 年 3 月 31 日までの 10 カ月間、町長、副町長、教育長の給料月額を減額するものということになっております。

この条例の第 1 条につきましては町長、第 2 条につきましては副町長、第 3 条は教育長の給料月額の特例ということになっております。減額する額につきましては第 1 条で町長は給料月額を 100 分の 10、10%減ということになっております。副町長は第 2 条の方におきまして 100 分の 5、ですので 5%減ということになっております。教育長につきましては第 3 条におきまして 100 分の 5、となっておりますので 5%減ということになっております。

それぞれの減額を来年の 3 月まで 10 カ月間行うという内容になっております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

今、説明を受けたところでありますが、この改正によって発生します金額であります、これはコロナ対策ということではあります、これは特定の部分に充てられるのか、あるいは先ほど来、ご説明があっております 3 千万の基金の積み立て、この財源に充てられるのか、また住民の救済対策ということであれば住民の代表である我々議員も知らぬ存ぜぬということではこれはこと足らんとと思いますが、町長は議会との事前にこの条例を提出するにあたり議会とのすり合わせというか相談があったのかお答えを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、どこの費用にということになりますが、今回、国からの臨時交付金が充てられる項目が決まっております。ただ、充てられない事業、項目の中にもやはり同じように、今回と同じように新型コロナウイルスのような感染症が拡大したときに事前の措置として対応しておきたいと考える部分もあります。学校のオンライン授業等も含めてですね、国の給付金だけでは

対応できない内容のものもございますので、そういった今後想定する経費に充当するために減額を今回提案させていただいているということになります。

また、議会との、どのようなお話をのかということになりますけれども、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の対応の中でですね、各市町村、三役だけが減額をされている自治体もあります。三役以外に議員の皆様も減額をされている自治体もありますが、佐川町議会としてはどのようにお考えになるのかまたご検討いただければと、執行部としては減額の方で考えていきますというお話はさせていただきましたが、議会のことですので、私からどうしましょう、こうしましょうと言える範囲ではございませんので、投げかけだけはさせていただいております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、町長から説明があったように、国からの交付金で足りない部分、いきあたらない部分に充てるための費用に充てるということでありまして、また、議会は議会で決めることであるよというような感じでありましたけれども、なんの手当に充てる、事業、これに充てるということであれば議会もそれに同調して減額なりあるいは全額カットとかいろいろ方法もあろうかと思いますが、事業名も分からない中ではなかなか議会としても議員個人としても意思表示のしようがないと思いますので、事業名とかそういったものをいろいろ住民の手当する施策を明確に打ち出してもらいたいと思います。

議長（岡村統正君）

今、食事の、正午になりましたが、引き続き議会を続けたいと思います。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

休憩 正午

再開 午後 0 時 1 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。臨時交付金の使途につきましては町

の方で計画を立てて国に提出をするということになっております。今、第1次の給付金に対しまして町の方でどのような事業に充当するかということを取りまとめをしております。その時にですね、その給付金に該当しない事業でこういうことが考えられますということにつきましては議員の皆様にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

12 番（永田耕朗君）

今回、三役の給料の減額ということでありますけれども、本来ならば減額は必要ないんじゃないかと個人的には考えます。減額するよりはその時間、一生懸命三役には働いていただいて、住民施策を展開していただいた方が、よかろうかと思いますが、今回この減額が施策の一環となつてはいかんと思いますので、町長始め三役が給料の減額をしたからそれで町民に許していただけるといふようなものではないと思います。

もともと、町単独で住民のために施策を展開するというのが一番であると思いますので、そこら辺はこの減額によって住民からの批判をかわすというような意識でやってはならんと考えます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

答弁はいりますか。

（「なし」の声あり）

なしですか。

（「答弁ができれば」）

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。永田議員、おっしゃるようになりますね、これで許していただきたいという気持ちがあつての提案ではございませんので、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号佐川町長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本日は臨時議会におきまして提案させていただきました議案、承認案件全てご承認いただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆様から大変厳しいご意見をたくさんいただきました。しっかりと、気を引き締めてですね、佐川町の町政運営に邁進して行きたいと考えております。

皆さんの厳しいご意見に答えられるように今後もリーダーシップをとらせていただきたいというふうに思っておりますので、また引き続きご指導いただきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。令和 2 年第 1 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 0 時 5 分

以上、会議のてんまつは事務局長片岡雄司の記載したものであり、その内容の正確なことを証するために、ここに署名する。

佐川町議会議長

佐川町議会議員

佐川町議会議員

